# 国保連合会の審査導入に係る事業者向け説明会 O&A集

# 【報酬改定について】

#### 01. 相談支援

3/30付のQ&A問76の内容は、支給決定後に必要に応じて実施頻度を変えてもよいということか?そのような場合の手順を教えてほしい。

利用者の状況に応じてモニタリング標準期間以外の期間を設定するかどうかについては、区の支給決定機関で判断する内容となります。よって、支給決定後に必要に応じて実施頻度を変えることはできません。受給者証に記載されているモニタリング期間で実施していただくこととなります。モニタリングを実施している中で、状態像の変化等により、モニタリング期間を変更したほうが良いような状況が発生した場合については、計画相談事業所は支給決定機関に対し、モニタリング結果の報告においてモニタリング期間の変更を提案することは可能です。

Q 2. 3/30付のQ&A問78の内容の基本報酬Ⅱでの請求はいつから適用か?

平成30年4月サービス提供分からの適用となります。

O3. 計画相談の各種加算の請求は5月の請求から適用してよいか?

平成30年4月サービス提供分から適用となります。よって、5月請求分から適用していただいて結構です。ただし、平成30年4月以前の提供分に係る月遅れ請求を行う場合については、加算の適用はできません。

04. 計画相談の各種加算の算定要件を教えてください。

厚生労働省発出の「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」にてご確認をおねがいいたします。

厚生労働省ホームページホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(障害者部会) > 社会保障審議会障害者部会(第89回)の資料1-2

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-

Sanjikanshitsu\_Shakaihoshoutantou/0000195402.pdf

### O 5. 計画相談の加算の記録の必須事項や書式を教えてください。

平成30年4月20日付け 障害者サービス調整担当課 事業者支援係発出の「平成30年度報酬改定に伴う特定事業所加算等に係る届出書等の提出について(通知)」をご確認ください。

Q6. 計画相談の各種支援体制加算に係る要件を満たす配置の公表の方法を教えてください。

指定時に届け出ていただいている内容については、「東京都サービス情報」にて公開されます。また、事業所独自のホームページ等で公表が可能であれば、ご対応ください。

#### 【届け出等について】

Q1. 特定事業所加算の届け出方法を教えてください。

平成30年4月20日付け 障害者サービス調整担当課 事業者支援係発出の「平成30年度報酬改定に伴う特定事業所加算等に係る届出書等の提出について(通知)」をご確認ください。

#### 【障害福祉サービス検査係に関すること】

## Q1. 定期検査の実施ペースについて教えてほしい

基本的には3年に1度の検査を基本としています。ただし、頻度等については、状況に応じて変更することがあります。